

第6号議案

承認電源等の定期審査と審査結果の公表について

(案)

第167回理事会(2018年9月5日)において、間接オークション開始日(2018年10月1日)以降の承認電源等として認めた32件の電源等について、その承認期間が業務規程第144条の3の定めにより2019年3月31日を以って満了となることから、業務規程第147条に基づき、事務局で実施した当該承認電源等の定期審査結果により、定期審査基準に適合するものと認め(別紙1)、同一条件で承認期間を1年間延長(2019年4月1日から2020年3月31日まで延長)することとし、業務規程第147条第2項に基づき、定期審査の結果を別紙2及び別紙3により通知するとともに、別紙4により公表する。

【添付資料】

別紙1：承認電源等の定期審査と審査結果の公表について(案)

別紙2：通知文(電制電源を除く)

別紙3：通知文(電制電源)

別紙4：ウェブサイト公表文

以上

承認電源等の定期審査の結果について

当機関では、2018 年 9 月 5 日(水曜日)に、業務規程第 144 条第 1 項に基づいて、電源等保有者※から申請のあった 3 2 件の電源等を、間接オークション開始日の 2018 年 10 月 1 日(月曜日)付けで承認電源等として認めたとともに、業務規程第 144 条第 2 項に基づいて、承認の結果を公表しました。

今般、承認電源等の承認期間が業務規程第 144 条の 3 の定めにより 2019 年 3 月 31 日(日曜日)を以って満了となることから、業務規程第 147 条に基づいて、承認電源等の定期審査を行いましたので、結果を公表します。

※ 前日スポット取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約(これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。)を有する託送供給契約者、発電契約者又は一般送配電事業者たる会員。

定期審査の対象となる承認電源等

当機関が、承認電源等として認めた現在承認中の以下の電源等が対象となります。

1. 長期固定電源(原子力、水力(揚水式を除く。))又は地熱)
2. 運転中の発電機出力が連系線の運用容量に影響を与える電源制限装置を有する電源
3. 電気の受給契約(上記 1. 及び 2. の電源に係る電気を含むものに限る。)又は当該受給契約に代わる同一事業者内の計画等
4. 電気事業法第 24 条第 1 項に定める供給区域外に設置する電線路による託送供給に係る一般送配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約
5. 流通設備の作業停止に伴い一般送配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約

定期審査項目

当機関は、以下の項目について審査しました。

- ・初回承認時から申請書記載事項に変更の無いこと
- ・承認電源等としての運用実態があること、運用実態が無い場合においても、初回承認時から審査までの間が半年間と短いことを踏まえ、翌年度の運用見込みがあること

定期審査の結果

承認電源等の定期審査適合件数

| 電源等 | | 現在の承認件数 | 定期審査適合件数 |
|---|---------------|---------|----------|
| 長期固定電源 | 原子力 | 0 | 0 |
| | 水力 (揚水式除く) | 0 | 0 |
| | 地熱 | 0 | 0 |
| 運転中の発電機出力が 連系線の運用容量に影響を与える 電源制限装置を有する電源 | | 3 | 3 |
| 長期固定電源から 電気を調達する受給契約等 | 原子力 | 0 | 0 |
| | 水力 (揚水式除く) | 10 | 10 |
| | 地熱 | 0 | 0 |
| 運転中の発電機出力が 連系線の運用容量に影響を与える 電制電源から電気を調達する受給契約等 | | 0 | 0 |
| 法第 24 条第 1 項に定める 系統運用電力に係る契約 | | 14 | 14 |
| 流通設備の作業停止に伴う 潮流調整電力に係る契約 | | 5 | 5 |
| 合計 | | 32 | 32 |

承認期間

2019年4月1日(月曜日)～2020年3月31日(火曜日)

その他

申請は随時受け付けます。

関連リンク:[間接オークション導入に向けて出力維持等の考慮が必要な電源等の申請について](#)(2018年5月9日公表)

関連リンク:[前日スポット取引において出力維持等の考慮が必要な電源等の承認結果について](#)(2018年9月5日公表)

お問い合わせ

本件に関し、ご不明な点がございましたら、下記の間合せ窓口までご連絡をお願いします。

電力広域的運営推進機関 運用部 需給運用グループ

電子メール: a-contract@occto.or.jp